

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月30日(金) 午前9時00分から9時45分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員

1番委員 7番委員
2番委員 9番委員
3番委員 10番委員
4番委員 11番委員
5番委員 12番委員
6番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 9番推進委員
2番推進委員 10番推進委員
3番推進委員 12番推進委員
5番推進委員 13番推進委員
7番推進委員 14番推進委員
8番推進委員 15番推進委員

4. 欠席委員(3人)・欠員(1名)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1 1番委員 1 2番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時

事務局長 みなさんおはようございます。
只今より、令和7年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆さんおはようございます。
遅ればせながら、また、1年間よろしく申し上げます。まだ、朝夕が冷え込んで体調が悪くなる人がいると思います。おまけにインフルエンザも流行っておりますので、十分気を付けてください。年金の推進も始まっていますが、来月までということで、チームで活動できるような形でよろしく申し上げます。今日は一年間の始まりの農業委員会ですから、一つ最後までよろしく申し上げます。
それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員にお願いいたします。
皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1～2ページです。バンク法解約が2件、基盤法解約が6件の合計8件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の貸借に係る意見決定について説明いたします。

10 ページの総括表をご覧ください。期間は5年から10年で面積は131,962㎡で利用権を設定する者の数が30人、設定を受ける者の数は23人です。土地の詳細につきましては、資料3ページから9ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

農地所有適格法人について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番並びに3番の譲受人である農地所有適格法人 株式会社Fについてご説明いたします。

法人形態は株式会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。事業は、農産物の生産及び農作業の受託で、その売上高は過半をこえており、事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は約250日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。代表取締役を含む役員2名は全員

が農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。
経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。終わります。

議長 整理番号1番から5番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る1月16日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 YRさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は31歳です。

譲渡人 YKさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字平田1253番1他6筆で、地目は全て田、地積は5,223㎡の売買であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.7km、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る1月23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

譲受人の株式会社Fは、伊佐市菱刈南浦に所在する農地所有適格法人です。

譲渡人のKSさんは、神奈川県横浜市緑区霧が丘に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3362番、3370番1、3370番2の3筆であります。地目は3362番が畑で、あとは田です。面積は3362番が1,418㎡で3370番1が1,095㎡、3370番2が281㎡です。所有権移転売買です。農業従事者は5名で、通作距離は約100m以内に全て所在します。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

| | |
|-------------|---|
| | 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。 |
| 11番 農業委員 | <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号3番について、去る1月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人 株式会社F は、伊佐市菱刈南浦に所在する農地所有適格法人です。</p> <p>譲渡人 OSさんは、福岡県福岡市博多区諸岡に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字東水流1004番3他1筆で、地目は田です。地積は5,902㎡で、所有権移転売買であります。申請者の経営面積は314,656㎡で、農業従事者は5名で、通作距離は約1kmです。よく管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。</p> |
| 議長 | 整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。 |
| 9番 農業委員 | <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号4番について、去る1月23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。</p> <p>申請人 YNさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は42歳です。</p> <p>譲渡人 KMさんは、神奈川県川崎市中原区下小田中に居住する市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字黒土2731番2他1筆、同じく字黒仁田3363番3他4筆で、地目は全て田、地積は10,506㎡です。所有権移転贈与であります。農業従事者は1名で、通作距離は字黒土は約2km、字黒仁田が1.5kmで、よく管理された水田です。経営意欲はあり、必要な農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、報告を終わります。</p> |

議長 整理番号5番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号5番について、去る1月26日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 FYさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は82歳です。

譲渡人 KAさんは、福岡県福岡市博多区博多駅東に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字狸穴627番、地目は田705㎡、同じく花北字落実674番、地目は畑461㎡、同じく花北字青木田806番2、地目は田1,092㎡の3筆です。田中小の西側約1kmのところであり、627番と806番2は良く管理された田で、それぞれ広い田んぼ部分の中央に位置します。落実674番は住宅地に隣接した畑です。所有権移転売買です。申請者は114,509㎡を耕作されています。農業従事者は申請者夫婦2名と息子の3名で、通作距離は約0.2km時間にしておよそ5分の位置にあります。経営意欲はあり、トラクター・乾燥機・田植え機・コンバインなど必要な農機具等は完備されています。周辺地域との関係等も問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から5番については許可が決定いたしました。

ここで農業委員会等に関する法律第31条、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできませんので、議長を会長代理の12番農業委員と交代いたします。

(議長交代)

議長代理 只今、議長と交代いたしました。議長に代わりまして進行させていただきます。

整理番号6番についてですが、この議案は 13 番農業委員が譲受人であり利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

議長代理 整理番号6番について、4番農業委員の調査報告を求めます。

4 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号6番について、去る1月 23 日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 NK さんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 74 歳です。

譲渡人 NA さんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は 78 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字芝立 1795 番3他2筆で、地目は全て田、地積は3筆 3,652 m²で、所有権移転贈与です。農業従事者は2名で、農機具はトラクター・田植え機等を所有し、一部は農作業を農地所有適格法人(株)Y に委託しています。申請地は自宅に近接しており、よく管理された田であります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と判断いたしました。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議長代理 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長代理 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長代理 賛成多数。よって整理番号6番については許可が決定いたしました。ここで、13 番農業委員の入室をお願いします。

| | |
|-------------|--|
| | (13 番農業委員着席) |
| 議長代理 | 13 番委員、整理番号6番については許可が決定いたしました。 ここで、議長を 13 番農業委員と交代いたします。 |
| | (議長交代) |
| 議長 | 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。 |
| | ————— 議案第3号 ————— |
| 議長 | 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。 |
| 9 番 農業委員 | <p>議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月 22 日に申請人の代理人 U行政書士 立会いのもと、5番農業委員、8番推進委員、私9番農業委員の3名で現地調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>まず、事業計画変更に至るまでの経緯を説明させていただきます。</p> <p>本申請は、老人ホームの設置を目的として、申請者であるMT氏が、変更前の申請地 大口川岩瀬字前畑 19 番 1 ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で 1,508 m²において平成 21 年9月 25 日付で農地法の許可を受けて計画を進めておりました。</p> <p>しかし資金繰りに苦しみ、計画遂行が困難となったことから、これまで 10 数年間放置されておりました。</p> <p>今回、当該申請地に太陽光発電施設を設置する意向のある事業者が現れたため、農地法5条許可申請に至りました。それでは、事業計画変更申請の内容について説明させていただきます。</p> <p>申請人は、鹿児島市岡之原町に所在する 株式会社K です。</p> <p>申請地は大口川岩瀬字前畑 19 番 1 外1筆であり、地籍は 1,508 m²です。</p> <p>転用目的は、当初の予定では老人ホームとなっておりましたが、変更後は隣接地の山林 165 m²を加え 1,673 m²に太陽光発電施設を設置する計画です。こちらの申請は、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の整理番号2番に対応しております。</p> <p>調査の結果、本件の申請については3人の意見において許可相当であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。</p> |

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、処分決定いたしました。
議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る1月22日に、立会人のT行政書士の立ち合いのもと、8番推進委員、9番農業委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番委員が報告いたします。

譲受人は京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に事務所を置く K株式会社 で一般法人であります。

譲渡人は伊佐市大口白木に居住する TN さんで年齢は44歳です。

本申請は地上権設定で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設で、パネル枚数204枚で総出力98.4KWです。申請地は伊佐市大口田代字迫間368番1、地目は畑、地積は1,000㎡であり、所在地は羽月西小学校から西に約2kmに位置し、南側は竹林、東側は畑、北側も畑、西側は山林であり、周囲に与える影響は無いと思われれます。

添付書類として、全部事項証明書、地積測量図、事業計画書、ほか必要な書類が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る1月22日に、申請人代理人 US行政書士の立ち合いのもと、5番委員、8番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私9番委員が報告いたします。
譲受人は鹿児島市岡之原町に所在する 株式会社K で、一般法人です。

譲渡人は伊佐市大口里に居住する MT さんで、年齢は71歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設で、議案第3号1番と同時申請です。申請地は伊佐市大口川岩瀬字前畑19番1他1筆、地目は畑、地積は1,508㎡です。所在地は羽月西小学校より東へ1.5km程に位置しており、南側は道路、東側は山林、北側は水田、西側は原野であり、周囲に与える影響は無いと思われます。添付書類として申請書、法定添付書類一式、事業計画書、転用に関する誓約書、被害防除計画、被害防止に関する誓約書、汚廃水処理確約書、US氏宛ての委任状等が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る1月23日、申請人 F S さん代理人の事務局立ち合いのもと、13番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、11番農業委員が報告いたします。

申請人は鹿児島県鹿児島市星ヶ峯に居住する F S さんです。

申請地は伊佐市菱刈前目字北山2374番、地目は畑、地積が173㎡であります。申請地の所在地は菱刈庁舎から南東へ2kmに位置しており、南側は畑、東側は田、北側は田、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成16年以前から、畑を家の駐車場として整地していたためです。調査の結果、既に農地性を喪失しており、また、申請人が高齢者であることから、農地への復旧は困難であると3名の調査員ともに判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。
整理番号2番について2番農業委員の報告を求めます。

- 2 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして、去る1月23日、申請人 YY さん立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、2番農業委員が報告いたします。
- 申請人は伊佐市大口篠原に居住する YY さんです。
- 土地の所在地は伊佐市大口篠原字上ノ原779番1、地目は畑、地積が138㎡であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成14年頃までは、父母が家庭菜園として利用していたが、死亡後は手を入れなかったため、現状の通り雑木等が繁茂してしまい現在に至るとのことです。所在地は大口中央中学校より北側100m程に位置しており、北側は宅地、東側が道路、西側は宅地、南側は畑と宅地であります。全体に雑木が茂って、既に農地性を喪失しており、ご自身も高齢で子供も地元におらず、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様への審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地が決定いたしました。整理番号3番について12番農業委員の報告を求めます。
- 1 2 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして、去る1月23日、7番農業委員、7番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、12番が報告いたします。
- 申請人は大阪府八尾市山本町南に居住する KK さん市外住民です。
- 申請地は伊佐市大口下殿字高津原888番1、高津原876番1、地目は田、地積が405㎡であります。申請地の所在地は県立北薩病院から東へ約1.3kmに位置しており高津原交差点に隣接します。図面のとおり周囲は南側は原野及び宅地、北側は公衆道路、東側は河川敷、西側は地目は畑であります。現況は荒廃地となっております。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成18年1月1日頃から廃車置き場として使用してい

たとのことです。調査の結果、既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

 (「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

 (全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号3番は、非農地が決定いたしました。
議案第5号「非農地証明願」については、3件の申請のうち3件の非農地証明願が決定いたしました。

—————その他—————

議 長 その他、事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをご覧ください。1月の月例報告を致します。9日(金)1月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが、案件なしのため欠席、23日(金)が現地調査を一斉に行いました。28日(水)令和7年度始良・伊佐地区農業委員会連絡協議会先進地研修会が、枕崎市及び南さつま市で開催され委員及び事務局長が出席しています。本日30日(金)が第11回農業委員会総会です。

2月の行事予定ですが、5日(木)2月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日(火)が現地調査予定、27日(金)が第12回農業委員会総会です。

月例報告は以上です。

議 長 その他、皆様から何かございませんか。

 (「なし」という声、多数あり。)

事 務 局 長 以上で、令和7年度第11回農業委員会総会を終了します。姿勢を正しく

ださい。一同礼。お疲れ様でした。

【終了時間 午前9時45分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 1 番

伊佐市農業委員 1 2 番